

文部科学省所管の新設独立行政法人について

○文部科学省所管新設独立行政法人の概要

・ 科学技術振興機構	1
・ 日本学術振興会	5
・ 理化学研究所	9
・ 宇宙航空研究開発機構	13
・ 日本芸術文化振興会	18
・ 日本スポーツ振興センター	22
・ 日本私立学校振興・共済事業団	26

○参考資料

・ 科学技術振興機構の中期目標及び中期計画	
・ 日本学術振興会の中期目標及び中期計画	
・ 理化学研究所の中期目標及び中期計画	
・ 宇宙航空研究開発機構の中期目標及び中期計画	
・ 日本芸術文化振興会の中期目標及び中期計画	
・ 日本スポーツ振興センターの中期目標及び中期計画	
・ 日本私立学校振興・共済事業団の中期目標及び中期計画	
・ 文部科学省独立行政法人評価委員会体制図	

独立行政法人科学技術振興機構

設 立 年 月 日	平成15年10月1日
目 的	新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図る。
所 在 地（本部）	埼玉県川口市
16年度予算額	96,765百万円
15年度予算額	93,566百万円
職 員 数	478名 (ほか理事長1名、理事4名、監事2名)
理 事 長	沖村 憲樹
事 業 概 要	1. 新技術の創出に資する研究 2. 新技術の企業化開発。 3. 科学技術情報の流通促進 4. 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援 5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進。

科学技術振興機構 中期目標・中期計画(概要)

中 期 目 標	中 期 計 画
○中期目標期間 平成15年10月～平成19年3月(3.5年間)	
1 新技術の創出に資する研究 社会経済や科学技術の発展、国民生活の向上に資するため、新技術の創出に資する基礎研究及び基盤的研究開発に係る業務を行う。 2 新技術の企業化開発 社会経済や科学技術の発展、国民生活の向上に資するため、大学、公的研究機関等の優れた研究開発成果の企業等への技術移転に係る事業を行う。 3 科学技術情報の流通促進 科学技術の振興のための基盤の整備に資するため、国内外の科学技術に関する情報を収集し、整理し、保管し、提供し、閲覧させる事業を行う。 4 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援 科学技術に関する研究開発に関する交流・支援に係る事業を行う。 5 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進 科学技術の一層の振興及び科学技術活動を支える質の高い人材の養成に資するため、国民に対する科学技術の知識の普及、関心、理解の増進に係る事業を行う。	1 新技術の創出に資する研究 ○国が定めた戦略目標の達成に向けた基礎研究を推進 ○研究課題の事前・中間・事後評価を外部専門家等により実施し、評価結果の資源配分等への反映・公表を行うとともに事業運営を改善 2 新技術の企業化開発 ○成果育成プログラムについては、終了後の企業化に向けた研究開発継続率<u>85%以上</u>を確保 ○開発あっせん・実施許諾の件数は、<u>特許数で120件/年、企業数で60件/年以上</u>を実施 ○地域の産学官連携拠点における共同育成研究課題の<u>20%程度</u>を研究終了後3年以内に企業化開発・企業化へつなげる 3 科学技術情報の流通促進 ○研究開発支援総合ディレクトリデータベース(ReaD)への年間アクセス数を<u>年間135万件以上</u>とするとともに、省際研究情報ネットワーク事業について、平成15年度中に学術情報ネットワークに統合し、運用を終了 4 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援 ○外国人研究者用宿舎の<u>入居率80%以上</u>とする 5 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進 ○スーパーサイエンスハイスクールにおける活動の支援を行う ○日本科学未来館の整備・運営について、展示の充実、開館日・時間の柔軟な変更等を行い来館者数の確保に努め、<u>来館者数50万人/年</u>を確保

独立行政法人科学技術振興機構

1. 設 立

平成15年10月に特殊法人 科学技術振興事業団（平成8年10月に日本科学技術情報センターと新技術事業団の統合により設立。）から移行。

2. 目 的

新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図る。

3. 予 算 額

平成16年度予算	109,422百万円（うち国庫支出金	96,765百万円)
平成15年度予算	107,267百万円（うち国庫支出金	93,566百万円)
うち科学技術振興事業団	44,420百万円（うち国庫支出金	36,292百万円)
うち科学技術振興機構	62,847百万円（うち国庫支出金	57,274百万円)

4. 常勤職員数

期初（平成15年10月） 478名（役員7名）

5. 主要事業

（1）新技術創出研究 平成16年度予算案：57,334百万円

社会的・経済的ニーズに基づき国が設定する戦略目標のもと、競争的環境下で推進する基礎研究、自然科学と人文・社会科学を統合し、個別分野を越えた研究開発を推進する社会技術研究、革新性の高い独創的技術開発の研究を推進する革新技术開発研究、人道的観点からの対人地雷探知・除去技術の研究開発、創造的研究開発の実施を支えるための先端計測分析技術・機器開発を実施する。また、国内外の研究開発動向等の調査・分析機能を強化し、研究開発戦略の立案等に資する。

(2) 新技術企業化開発

平成16年度予算案：14,857百万円

大学等における研究成果のうち国民経済上重要な新技術を企業化して社会に還元するため、技術移転プランナーの特許戦略等の企画立案を基にして、研究成果の収集から実用化までを一貫して推進するとともに、大学発ベンチャーの創出及び研究成果の企業化開発を推進する。また、大学等の海外特許取得の支援、目利き人材の育成等を行う技術移転支援センター事業を実施する。さらに、研究成果活用プラザを拠点として技術移転諸事業を集中的に実施し、地域のポテンシャルを活用した新産業・新技術創出の促進を図る。

(3) 科学技術情報流通

平成16年度予算案：4,891百万円[一般勘定]

9,052百万円[文献勘定]

[産投出資金：1,500百万円]

大学・公的研究機関、研究者等の情報、技術者向けの自習教材、科学技術分野の事故や失敗の未然防止等に資する知識、生物情報等に関するデータベース化を進め、インターネット等を活用し提供するとともに、科学技術に関する資料を網羅的に収集等するほか、科学技術に関する文献情報の電子化等を推進する。

また、科学技術に関する文献に抄録等を付与した文献情報に関するデータベースを整備し、インターネット等を活用し提供等を行う。

(4) 研究交流・支援

平成16年度予算案：8,277百万円

地域の研究機関等による共同研究の展開やコーディネータ派遣等による地域研究開発促進拠点の支援を行うとともに、国際研究交流の一環として、外国人研究者用宿舍の運営、国際シンポジウム等の開催、二国間、多国間協定に基づく国際科学技術協力の推進を行う。また、分野・所属・国籍等にとらわれない、研究者同士の異分野交流の機会を提供し、これを促進するほか、国立試験研究機関等に高度な知識・技術を有する協力員を派遣し、研究支援体制の整備を図る。

(5) 科学技術理解増進

平成16年度予算案：6,275百万円

科学技術の一層の振興及び科学技術活動を支える質の高い人材の養成に資するため、スーパーサイエンスハイスクールにおける取組の支援や情報技術を活用した科学技術・理科教育用デジタル教材の開発・提供等、科学技術に関する学習支援を行う。また、地域の科学館やボランティアの活動及び国際科学技術コンテストの国内開催等への支援、科学技術放送番組の開発や最先端科学技術を身近に体験可能な展示物・展示手法の開発と活用促進等を行う。さらに、情報発信と交流の拠点として、日本科学未来館を運営する。

独立行政法人日本学術振興会

設 立 年 月 日	平成15年10月1日
目 的	学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図る。
所 在 地（本 部）	東京都千代田区麹町
16年度予算額	118,273百万円
15年度予算額	116,242百万円
職 員 数	99名 (ほか理事長1名、理事1名、監事2名)
理 事 長	小野 元之
事 業 概 要	- 学術研究の助成 ○科学研究費補助事業 - 研究者援助事業 ○特別研究員、海外特別研究員事業 - 学術国際交流事業 ○先端研究グローバルネットワーク事業 ○国際協力事業 ○若手研究者国際交流促進事業 ○拠点大学方式による交流(二国間・多国間) ○外国人特別研究員、外国人研究者招致事業 - 学術の応用研究事業 ○人文・社会科学振興プロジェクト研究 - 学術の社会的協力連携推進事業 - 学術情報事業 - 学術システム研究センター事業

日本学術振興会 中期目標・中期計画(概要)

中 期 目 標	中 期 計 画
○中期目標期間 平成15年10月～平成20年3月(4.5年間) 1 学術研究の助成 ○文部科学省科学研究費補助金の配分業務については、国の補助金としての一体性を確保しつつ、適正かつ効果的に、確実に実施。 2 研究者養成のための資金の支給 ○優秀な学術の研究者を養成するため、目的や対象者層等に応じた多様な方法により、研究を奨励するための資金を支給する支援事業を推進。 ○各種事業の実施に当たっては、人文・社会科学から自然科学に至る幅広い研究分野における優れた研究者を、分野の特性を踏まえつつ、計画的・継続的な養成確保を重視。その際、博士課程(後期)学生への支援に配慮。 ○各種事業の支援対象者の選考審査に関し、審査の独立性、透明性、公平性を確保し、目的や対象者層に応じた優れた若手研究者を厳正に選考。 3 学術に関する国際交流の促進 ○先進諸国との研究ネットワークの形成とそれを通じた先端研究への支援を強化するとともに、アジア諸国との研究パートナーシップを強化。 ○国際的な研究者交流や国内外のセミナーの開催を拡充し、国際的に活躍できる優れた研究人材を支援・養成・確保。 ○国内外の情勢や事業の実施状況等に応じて、ニーズの失われた事業の廃止・見直しを進める。 4 学術の応用に関する研究の実施 ○様々な学術的・社会的要請に応えるとともに、その成果を通じて、我が国の社会の発展や社会的問題の解決につながるようなプロジェクト型の学術研究を重点的に推進。	1 学術研究の助成 ○科学研究費補助金事業については、国の制度・方針を踏まえて滞りなく確実に実施し、評価については、<u>適切な評価体制を整備する</u>。 ○学術システム研究センターの機能を活用し、各種助成事業の企画・検討 2 研究者養成のための資金の支給 ○大学院博士課程(後期)学生や博士の学位を有する者等のうち優れた研究能力を有する若手研究者に、一定期間資金を支給する特別研究員事業等を計画的・継続的に推進。 ○特別研究員事業は、多様な採用区分を設け、分野の特性等を踏まえた採用計画を毎年整備し幅広い研究分野から計画的・継続的に採用。その際、博士課程(後期)学生は、当該全学生数の推移を踏まえ採用者数を増 ○支援対象者は、競争環境の中で能力や資質に優れた者を厳正に選考。 3 学術に関する国際交流の促進 ○諸外国の学術振興機関と連携し、多国間又は二国間の枠組みにより、共同研究、セミナー、研究者交流等の形態による事業を行うとともに、我が国研究者による自発的な国際交流への取り組みを支援。 ○公募事業のうち、申請件数が少ない又は採択倍率が低い事業については、<u>10%以上廃止又は実施方法を見直し、国内の研究ニーズに的確に対応</u>。 ○振興会の事業に参加した研究者の満足度を高め、その状況に関する調査を新たに行い、<u>対象者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする</u>。 4 学術の応用に関する研究の実施 ○平成14年6月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会の報告を踏まえて、人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究を実施。

独立行政法人日本学術振興会業務概要

1. 学術研究の助成

○科学研究費補助事業

大学等の学術研究を推進し、我が国の研究基盤を形成するための基幹的な助成事業であり、研究者が自発的に計画するあらゆる分野の基礎的研究のうち、特に優れたものを取り上げ、助成する。

2. 研究者援助事業

○特別研究員

我が国の将来を担う創造性に富んだ研究者を養成・確保するため、優れた若手研究者を特別研究員として採用し、研究に専念できるよう支援する事業。

○海外特別研究員事業

我が国の将来を担う有能な研究者を養成・確保するため、優秀な若手研究者を海外の優れた大学・研究機関に派遣する事業。

3. 学術国際交流事業

○先端研究グローバルネットワーク事業

先端研究分野毎に各国の中心的大学・研究機関を拠点とする多国間のネットワークを形成し、大型の共同研究等を推進する事業。

○国際協力事業

諸外国の学術振興機関との覚書に基づき、研究者交流、共同研究、セミナーの実施を推進する二国間交流事業。

○若手研究者国際交流促進事業

若手研究者の独立性・国際性の向上と独創的な研究の推進を目的として、若手研究者主体の国際共同研究を支援する事業。

○拠点大学方式による交流（二国間・多国間）

特定の分野ごとに、アジア諸国及び我が国にそれぞれ拠点となる大学を設け、他の大学の協力も得て組織的な学術交流を実施。アジアから世界的な成果を発信できる学術研究の枠組みを構築するため、二国間と多国間で実施する。

○外国人特別研究員

諸外国の優秀な若手研究者を我が国の大学等に受入れ、共同研究等に従事させることにより、当該国の研究者養成に寄与するとともに、我が国の研究者に学問的刺激を与え、我が国の学術研究の進展を図る事業。

○外国人研究者招致事業

我が国の研究者からの申請に基づき、外国人研究者を招へいし、共同研究等を通じて学術の国際協力を推進する事業。

4. 学術の応用研究事業

○人文・社会科学振興プロジェクト研究

人文・社会科学の振興を図るため、現代社会の諸問題を踏まえつつ、研究者自らが課題を設定し、各分野の研究者が協働して学際的、学融合的に取り組む課題設定型のプロジェクト研究を推進する事業。

5. 学術の社会的協力連携推進事業

学術の社会的連携・協力の立場から、学界と産業界との連携によって発展が期待される分野や、その推進方法・体制等について検討する「総合研究連絡会議」を開催する。また大学等の研究シーズ及び産業界の研究ニーズに応じた情報交換、交流促進等連携・協力支援のための事業を実施するとともに、国内外の研究者を集めてのセミナー、シンポジウムを開催する事業。

6. 学術情報事業

日本学術振興会が保有する各種情報を集約しデータベースを作成することにより、国内外研究者への情報提供機能の強化等を促進するためのシステムを構築する事業。

7. 学術システム研究センター事業

日本学術振興会が審査・配分等を行うファンディング事業に対して、審査・評価体制を充実させるとともに学術振興に必要な調査・研究を実施する事業。

独立行政法人理化学研究所

設 立 年 月 日	平成15年10月1日
目 的	科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図る。
所 在 地 (本 部)	埼玉県和光市
16年度予算額	74,920百万円
15年度予算額	74,035百万円
職 員 数	定年制職員685名(ほか理事長1名、理事5名、監事2名) このほか、任期制職員2,076名
理 事 長	野依 良治
事 業 概 要	(1) 総合的な試験研究の実施 ① 基礎科学研究等の推進 ② 加速器科学研究の推進 ③ バイオリソース関連事業の推進 ④ 放射光研究の推進 ⑤ 融合的連携研究の推進 ⑥ 脳科学総合研究の推進 ⑦ ゲノム科学総合研究の推進 ⑧ 植物科学研究の推進 ⑨ 発生・再生科学総合研究の推進 ⑩ 遺伝子多型研究の推進 ⑪ 免疫・アレルギー科学総合研究の推進 ⑫ 戦略的研究の推進 (2) 成果の普及及びその活用を促進 論文発表、生物遺伝資源の提供、成果の権利化、特許権等の実施許諾等 (3) 施設及び設備の共用 (4) 研究者及び技術者を養成、及びその資質の向上 (5) 特定放射光施設の共用の促進に関する業務

理化学研究所 中期目標・中期計画(概要)

中期目標	中期計画
○中期目標期間 平成15年10月～平成20年3月(4.5年間) 1. 科学技術に関する試験及び研究 ○研究者個々の発意に基づき、新たな研究領域を開拓する。また、新しい研究運営方法の開拓を目指す。 ○社会的に緊急である特定の課題について、計画的かつ効果的に研究を実施するとともに、産業化、医療等への応用のための研究を実施する。 ○優れた成果を生み出すための研究環境、研究基盤の整備を行う。 2. 成果の普及及びその活用の促進 ○研究成果など知的財産について権利化を図るとともに、積極的に発信・提供を行うとともに、研究成果の実用化を効率的に行うための体制を整備する。 3. 施設及び設備の共用 ○外部研究者等との有機的な連携を図り施設・設備の共用を促進する。 4. 研究者及び技術者の養成、及びその資質の向上 ○若手研究者、大学院生等を積極的に受け入れ、次世代を担う研究者及び技術者を育成するとともに、研究者としての資質の向上を図る。 5. 特定放射光施設の共用の促進に関する業務 ○大型放射光施設(SPring-8)の共用を促進する。 6. 評価 ○研究課題、研究運営について評価を受け、その結果を研究資源の配分、研究運営の改善に活かすとともに、結果を公表する。	1. 科学技術に関する試験及び研究 ○新たな研究領域を開拓するための研究課題 独創的・萌芽的研究等を推進する。 ○社会的要請に基づく重点的プロジェクト研究 「脳科学総合研究」、「ゲノム科学総合研究」、「発生・再生科学総合研究」など科学技術による社会的問題解決のための研究開発を計画的かつ効果的に実施する。 ○最先端の研究基盤の整備 重イオン加速器施設、大型放射光施設(SPring-8)などの研究施設・環境の整備、運営を行う。 ○国内外の大学、研究機関等との多様な研究交流を図る。 2. 成果の普及及びその活用の促進 ○研究成果の情報発信(年間1,800件以上)、生物資源の提供、研究成果の権利化(特許出願600件以上、実施化率12%以上)、適切な維持管理、ベンチャー企業等を活用し実用化を促進する。 3. 施設及び設備の共用 ○「重イオン加速器施設」において、施設・設備の共用を図る。 4. 研究者及び技術者の養成、及びその資質の向上 ○「基礎科学特別研究員(約200人)」、「独立主幹研究員制度(約10人)」等により若手研究者等を受け入れ、研究人材の育成を図る。 5. 特定放射光施設の共用の促進に関する業務 6. 評価 ○「理化学研究所アドバイザー・カウンシル」など国内外の外部専門家等を評価者とした評価を積極的に実施する。

独立行政法人理化学研究所の概要

1 設立の経緯

独立行政法人理化学研究所は、独立行政法人理化学研究所法（平成十四年十二月十三日法律第百六十号）に基づき、科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的として平成15年10月1日に設置された。

なお、独立行政法人理化学研究所は、理化学研究所法（昭和三十三年四月二十四日法律第八十号）に基づき昭和三十三年十月二十一日に設立された特殊法人理化学研究所の一切の権利義務を継承して設立されたものである。

2 独立行政法人理化学研究所の業務

物理学、化学、工学、生物学、医科学など幅広い分野にわたり基礎研究から応用研究に至るまで多様な研究活動を展開し、また研究成果を広く社会に普及する活動を実施する。

1. 科学技術に関する試験及び研究

（1）新たな研究領域を開拓する先導的課題研究

基礎科学研究等（環境分子科学研究、次世代ナノサイエンステクノロジー研究等）、加速器科学研究、放射光科学研究

（2）社会的要請に基づく重点的プロジェクト研究

脳科学総合研究、ゲノム科学総合研究、植物科学研究、発生・再生科学総合研究、遺伝子多型研究、免疫・アレルギー科学総合研究、バイオリソース関連事業等

2. 成果の普及およびその活用を促進

研究成果や生物遺伝資源の知的財産について、必要に応じて権利化を図るとともに、論文の投稿、研究集会等における口頭発表、プレス発表、広報誌、施設公開等を通じ積極的に発信・提供を行う。

3. 施設及び設備の共用

外部研究者等との有機的な連携により有益な研究成果が期待できる場合、これらの研究者と共同研究を進める上で理化学研究所が有する施設・設備の共用を促進する。

4. 研究者及び技術者の養成、及びその資質の向上

博士研究員等の若手研究者・大学院生等を積極的に受け入れ、理化学研究所において研究を行わせることにより、次世代を担う研究者及び技術者を育成するとともに、研究所内の活性化を図る。

5. 特定放射光施設の共用の促進に関する業務

特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第8条に基づき、大型放射光施設の共用を促進することにより、科学技術に関する試験研究の基盤の強化を図り、あわせて科学技術に関する試験研究に係る国際交流の進展を図り、もって科学技術の振興を図る。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構

設 立 年 月 日	平成15年10月1日
目 的	大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図る。
所 在 地（本 部）	東京都調布市
16年度予算額	179,233百万円
15年度予算額	185,116百万円
15年度職員数	1,772名 (ほか理事長1名、副理事長1名、理事7名、監事2名)
理 事 長	山之内 秀一郎
事 業 概 要	1. 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究 2. 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発 3. 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット(人工衛星等)の開発等 4. 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用等 5. 成果の普及・活用推進 6. 施設設備の供用 7. 研究者及び技術者の養成、資質の向上 8. 大学における教育への協力

宇宙航空研究開発機構 中期目標・中期計画(概要)

中 期 目 標	中 期 計 画
○中期目標期間 平成15年10月～平成20年3月(4.5年間)	
○3機関統合による総合力の発揮と効率化	○3機関統合による総合力の発揮と効率化 ・射場、追跡・管制局、試験施設・設備等の一元的な管理・運用 ・職員を発足時(約1,800人)から100人削減
1 自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化 我が国が必要なときに独自に必要な物資や機器を宇宙空間の所定の位置に展開できるよう、自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤を維持強化。 2 宇宙開発利用による社会経済への貢献 防災危機管理や継続的な地球環境観測等による安全・安心な社会の構築、経済活性化・産業競争力強化など国民生活の質の向上に貢献。 3 国際宇宙ステーション事業の推進による国際的地位の確保と持続的発展 宇宙基地協力協定に基づき常時有人の民生用国際宇宙基地の開発、運用及び利用を行う。 4 宇宙科学研究 宇宙科学研究の中核機関として、研究者の自主性尊重その他の学術研究の特性に鑑みつつ研究を実施。世界最高水準の宇宙科学研究成果を得ることを通じて、人類の知的資産の拡大に貢献。 5 社会的要請に応える航空科学技術の研究開発 国民生活、産業界等からのニーズを十分に踏まえた航空科学技術の研究開発を進める。 6 大学院教育 総研大との緊密な関係による大学院教育、東大大学院理学系・工学系研究科との協力などによる大学院教育の実施・協力。 7 産業界、関係機関及び大学との連携・協力の推進 体制の整備、連携プロジェクトの推進等により産官学の連携協力を推進。	1 自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化 H-IIAロケットの民間移管・能力向上、M-Vロケットの着実な打上げによる固体技術の維持継承等技術基盤の維持・強化。 2 宇宙開発利用による社会経済への貢献 防災・危機管理、資源管理、地球環境変動対策、移動体通信、固定通信、測位等に必要の技術開発・宇宙実証のための衛星システムの開発等。 3 国際宇宙ステーション事業の推進による国際的地位の確保と持続的発展 日本実験棟「きぼう」の開発・運用の確実な実施、宇宙環境利用の促進、セントリフュージの開発。 4 宇宙科学研究 ・研究者の自主性を尊重した独創性の高い宇宙科学研究。 ・衛星等の飛翔体を用いた宇宙科学プロジェクトの推進。 5 社会的要請に応える航空科学技術の研究開発 国産旅客機開発への協力、計算流体力学(CFD)を活用した先進設計技術の研究開発、次世代航空技術の研究開発。 6 大学院教育 総研大との緊密な関係による大学院教育、東大大学院理学系・工学系研究科との協力などによる大学院教育の実施・協力。 7 産業界、関係機関及び大学との連携・協力の推進 ・産学官による研究開発、技術移転、大型試験施設設備の活用。 ・大学共同利用システム。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の概要

1 設立の経緯

独立行政法人宇宙航空研究開発機構は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年十二月十三日法律第百六十一号）に基づき、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術に関する基礎研究及び宇宙に関する基礎的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的として平成十五年十月一日に設置された。

なお、独立行政法人宇宙航空研究開発機構は、国立学校設置法（昭和二十四年五月三十一日法律第百五十号）に基づき昭和五十六年四月十四日に設立された大学共同利用機関宇宙科学研究所、独立行政法人航空宇宙技術研究所法（平成十一年十二月二十二日法律第百七十五号）に基づき平成十三年四月一日に設立された独立行政法人航空宇宙技術研究所及び宇宙開発事業団法（昭和四十四年六月二十三日法律第五十号）に基づき昭和四十四年十月一日に設立された特殊法人宇宙開発事業団の3機関を統合し、設立されたものである。

2 機構の事業

1. 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行う。
2. 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行う。
3. 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行う。
4. 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行う。
5. 前各号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進する。
6. 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の

開発及び利用を行う者の利用に供する。

7. 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図る。
8. 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力する。

宇宙3機関統合について

宇宙開発事業団

国策としての人工衛星
及びロケットの開発

航空宇宙技術研究所

先行的/基礎的な研究、我が国
唯一の航空宇宙技術の研究機関

宇宙科学研究所

基礎科学分野の研究
大学院教育による人材育成

「宇宙3機関統合後の新機関の在り方について」(宇宙3機関統合準備会議最終報告)
を受けた組織設計

見直し・合理化

- ◎H-IIAロケット標準型の民間移管
- ◎M-Vロケットの研究開発中止
- ◎国際宇宙ステーション計画の大幅な見直し

徹底的な合理化、統合によるスリム化
重点部門強化

事業の重点化

- ◎信頼性革新プログラム
ーロケットや部品の信頼性向上に重点化
- ◎宇宙科学研究の
確実な推進
- ◎オープンラボの構築
ー産学官連携の推進

宇宙航空研究開発機構

- ◎研究開発を効率的・効果的に推進
- ◎非公務員型独立行政法人
- ◎柔軟かつ強固な産学官の連携・協力体制の構築
ー大学院教育協力等を通じた人材養成

関係機関

基幹システム
整備・運用業務

宇宙科学研究
・教育業務

大学

衛星等利用システム
企画・開発及び
利用促進業務

基盤的・先端的
技術開発業務

産業界

独立行政法人日本芸術文化振興会

設 立 年 月 日	平成15年10月1日
目 的	芸術家及び芸術団体等が行う文化の振興・普及活動等に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統芸能の公開、伝承者養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。
所 在 地（本 部）	東京都千代田区隼町
16年度予算額	12,709百万円
15年度予算額	11,793百万円
職 員 数	319名 (ほか理事長1名、理事3名、監事2名)
理 事 長	國分 正明
事 業 概 要	1. 芸術文化活動への援助 2. 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の実施 3. 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他関係者の研修の実施 4. 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び利用の提供

日本芸術文化振興会 中期目標・中期計画(概要)

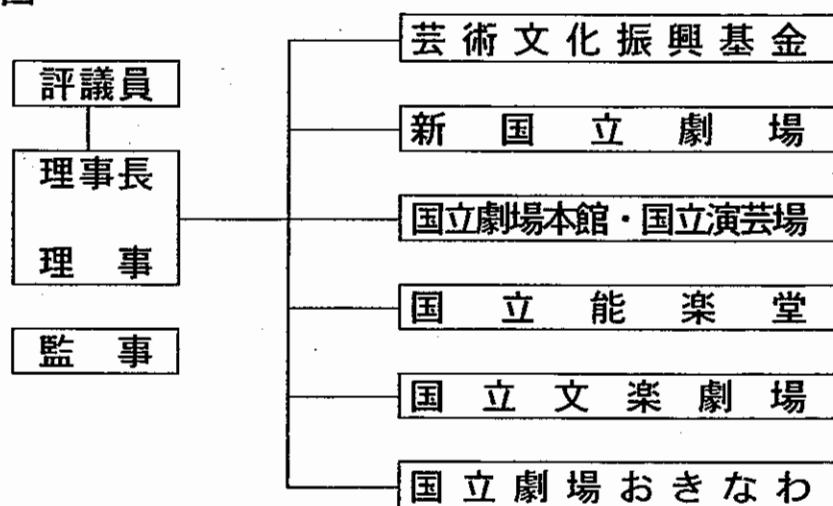
中期目標	中期計画
○中期目標期間 平成15年10月～平成20年3月(4.5年間)	
1 芸術文化活動に対する支援 ○公平性・透明性を確保した上で、実情に応じた弾力的な助成を実施。 2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演 ○伝統芸能の保存・振興の観点に立ち、古典伝承のままの姿で公開。多様な国民の関心に配慮して各種公演を実施。 ○現代舞台芸術の振興・普及の観点に立ち、国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ等を自主制作により公演。多様な国民の関心に配慮して各種公演を実施。 ○幅広く国民の鑑賞を目指して、個々の公演において、適切な鑑賞者数の目標を設定。 3 伝統芸能伝承者の養成・現代舞台芸術の実演家の養成 ○外部の有識者等を含めた外部評価等を実施するとともに、その結果を踏まえ、メニューや研修実施方法等の改善を図ること。 4 劇場利用者等へのサービスの向上 ○鑑賞者数拡大のための努力と鑑賞者に対するサービスの向上	1 芸術文化活動に対する支援 ○外部委員会による審査基準の策定と審査、審査結果の公表。 ○助成対象活動の実施状況、当該分野の現状等を調査し、調査結果に基づき、効果的・効率的な助成を実施。 ○助成金交付申請書受理から交付決定までの期間の短縮化(60日以下)。 ○ホームページへの年間アクセス件数の確保(年間3万件以上)。 2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演 ○歌舞伎(年7回)、文楽(年10回)、能楽(年50回)、雅楽(年2回)、大衆芸能(年67回)、組踊(年30回)等の伝統芸能を計画的に実施。 ○オペラ(年15回)、バレエ(年6回)、演劇(年9回)等の公演数を定め、計画的に実施。 ○個々の実施目的、演目、鑑賞形態、過去の鑑賞者数の状況を踏まえた適切な<u>鑑賞者数の目標を設定</u>し、その達成に努める。 3 伝統芸能伝承者の養成・現代舞台芸術の実演家の養成 ○外部有識者等の委員会において外部評価、研修実施方法等を検討し、メニューや研修実施方法等の改善を図る。 4 劇場利用者等へのサービスの向上 ○高齢者等へ快適な観劇環境を提供するため、表示類や施設の整備。 ○インターネットの活用など多様な形態でのチケット販売。 ○ボランティア等を活用し、観劇に合わせた公演内容等の説明会や見学会の実施。

独立行政法人日本芸術文化振興会の事業概要

○設置目的

日本芸術文化振興会は、①我が国古来の伝統的な芸能の保存・振興、②現代の舞台芸術の振興・普及、③広く我が国の芸術文化の振興・普及のための活動に対する援助という三つの事業を行っている。

○機 構 図



○事 業

(1) 芸術文化活動に対する援助

芸術家・芸術団体が行う芸術の創造普及を図るための活動、地域の文化振興を目的として行う活動、文化に関する団体が行う文化の振興普及を図るための活動、舞台芸術の水準向上に資する優れた公演活動に対する援助を行う。

(2) 伝統芸能の公開

国立劇場本館、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわにおいて、歌舞伎、能楽、文楽、演芸、組踊等の伝統芸能の自主公演を行うほか、歌舞伎鑑賞教室等を実施し青少年等が伝統芸能の魅力に触れる機会を提供する。

(3) 現代舞台芸術の公演

新国立劇場において、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の現代舞台芸術の自主公演を行うほか、オペラ鑑賞教室等を実施し青少年等が現代舞台芸術の魅力に触れる機会を提供する。

(4) 伝統芸能伝承者の養成

伝統芸能の保存・育成を目的に、歌舞伎俳優、歌舞伎音楽演奏者、能楽三役、文楽技芸員等伝統芸能の伝承者の養成を行う。

(5) 現代舞台芸術の実演家の研修

現代舞台芸術の振興・普及を目的にオペラ歌手、バレエダンサーの研修を行う。

(6) 伝統芸能の調査研究等

伝統芸能の純正な形態による公開を行うため、演出・演技の向上に資する各種の調査研究、資料の収集・利用及び資料展示室の公開、公開講座等を実施する。

(7) 現代舞台芸術の調査研究等

我が国の現代舞台芸術の諸活動を円滑に進展させるため、現代舞台芸術全般に渡る調査研究、資料の収集・利用及び資料展示室の公開、公開講座等を実施する。

(8) その他附帯する業務

自主公演等で必要な時を除いて、伝統芸能及び現代舞台芸術の公演のため、劇場施設を一般の利用に供する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター

設 立 年 月 日	平成15年10月1日
目 的	スポーツの振興及び児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童、生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
所 在 地（本 部）	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号
16年度予算額	8,286百万円
15年度予算額	8,924百万円
職 員 数	417名 (ほか理事長1名、理事4名、監事2名)
理 事 長	雨 宮 忠
事 業 概 要	1. スポーツ施設の運営・提供 2. 国際競技力向上のための研究・支援 3. スポーツ振興のための助成 4. 災害共済給付事業 5. スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等 6. 学校給食用物資の取扱い

日本スポーツ振興センター 中期目標・中期計画(概要)

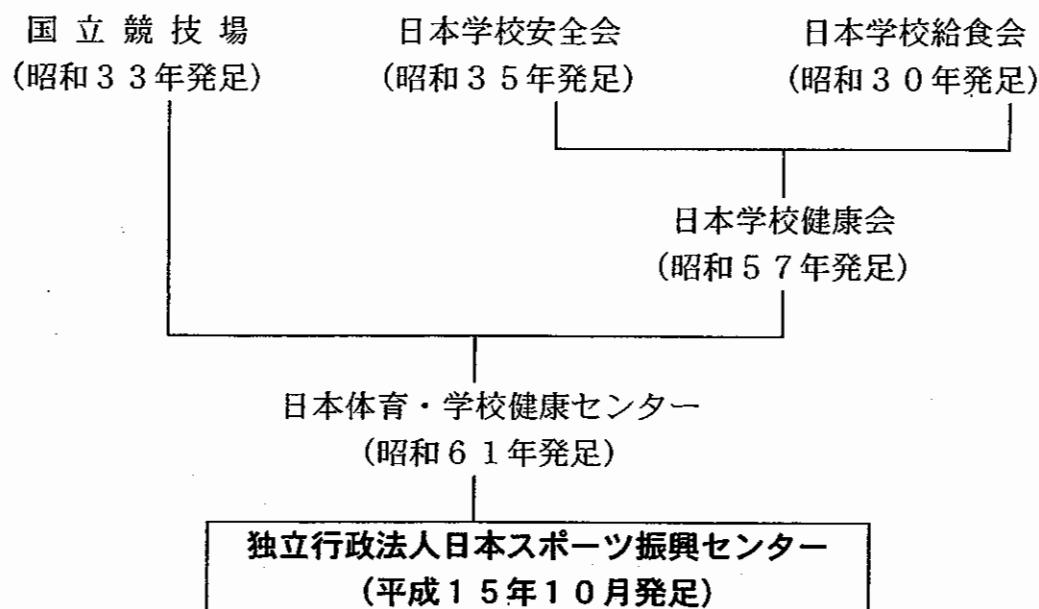
中 期 目 標	中 期 計 画
○中期目標期間 平成15年10月～平成19年3月(4.5年間)	
1 スポーツ施設の運営・提供 ○施設稼働日数の確保。 ○スポーツ施設利用者の利便性の向上。 ○国際競技力向上のための研究・支援事業を行う際の実験・実証の場として活用。 2 国際競技力向上のための研究・支援 ○総合的な連携・協力のもと研究・支援事業を実施。 ○連携による競技力向上のための活動の実施。 ○研究成果及び収集情報の提供。 ○第三者機関の設置及び外部評価の実施。 3 スポーツ振興のための助成 ○スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票による効果的な助成を行う。 ○適切な事業執行のための体制整備。 ○助成申請者の利便性の向上、助成団体に対する調査体制の整備。 ○国民に対する制度の理解を得るための措置 ○スポーツ振興助成のための安定的な財源の確保 4 災害共済給付事業 ○審査体制の整備・充実 ○請求事務の省力化及び給付の迅速化。 5 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等	1 スポーツ施設の運営・提供に関する事項 ○大規模スポーツ施設における稼働日数の確保 (代々木体育館 175日以上、陸上競技場 115日以上 等) ○各施設の利用情報等総合案内情報を提供。アンケート調査等の実施。 ○国際競技力向上のための具体的な利用計画を策定。 2 国際競技力向上のための研究・支援事業 ○研究・支援事業を一体的に実施。 ○プロジェクトチームを組み支援。スポーツ情報の収集・分析・提供。 ○研究成果及び収集情報の提供。 ○第三者機関の設置及び外部評価の実施 3 スポーツ振興のための助成に関する事項 ○社会的な要請等に対応した効果的な助成を行う。 ○要綱等を整備。外部有識者による審査及び評価。 ○各事業の内容や受付窓口等を公開。助成内容・交付先等を公表。 ○助成金の交付団体・交付金額等を公表。 ○スポーツ振興基金の資金の管理及び適正な運用。ニーズの把握等。 4 災害共済給付事業に関する事項 ○外部有識者による審査委員会等の整備。 ○平成17年度までにオンライン請求システムの構築。執務マニュアルの作成 5 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等に関する事項

独立行政法人日本スポーツ振興センターの概要

1. 設立年月日

平成15年10月1日

2. 設立の経緯



3. 法人の目的

センターは、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

4. 役員の名称・数

- ・理事長（1名）
- ・理事（4名以内）
- ・監事（2名）

5. 主な業務

(1) スポーツ施設の運営

- ・国立競技場、国立スポーツ科学センター等のスポーツ施設の運営。

(2) スポーツ振興基金の運営

- ・政府出資、民間からの寄附等により、スポーツ振興基金を設置し、その運用益により、スポーツ団体・選手等が行う我が国の国際競技力向上のための選手強化等のスポーツ活動に対し、助成事業を実施。

(3) スポーツ振興投票 (toto) の実施

- ・スポーツ振興投票 (toto) を実施し、その収益により、誰もが身近にスポーツに親しめる環境整備や将来性を有するジュニア選手の発掘・育成のための助成事業を実施。

(4) 災害共済給付事業の実施

- ・学校の管理下における児童生徒等の災害について医療費等を支給。

(5) スポーツ及び学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究等を実施

※ 附則において、旧センター法第20条第1項第3号に掲げる業務（学校給食用物資の供給に関する業務）を平成18年3月31までの日で政令で定める日までの間、行うことを規定。

6. 資本金

195,356百万円（全額政府出資）

日本私立学校振興・共済事業団

設 立 年 月 日	平成10年1月1日
目 的	私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的にかつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資する。 平成15年10月1日より助成業務に、独立行政法人に準じた管理手法を導入。
所 在 地（本 部）	東京都千代田区富士見（私学振興事業本部） 東京都文京区湯島（共済事業本部）
16年度予算額	254,268百万円
15年度予算額	254,278百万円
職 員 数	1,631人 （ほか理事長1名、理事9名、監事2名）
理 事 長	鳥居 泰彦
事 業 概 要	（助成業務） 1. 私立大学等経常費補助金の交付事業 2. 施設・設備整備等に係る資金の貸付け事業 3. 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対する助成金の交付 4. 受配者指定寄付金の受入れ、管理、配付 5. 学術研究振興資金の交付 6. 経営・教育条件情報支援 （共済業務） 7. 私立学校教職員共済法の規定に基づく共済事業

日本私立学校振興・共済事業団(助成業務) 中期目標・中期計画(概要)

中期目標	中期計画
○中期目標期間 平成15年10月～平成19年3月(4.5年間) 1 補助事業 ○経常費補助金の交付決定の時期の早期化。 ○経常費補助金の配分方法の適時適切な見直し。 2 貸付事業 ○貸付金の回収率の向上、リスク管理債権割合の抑制。 ○「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)を踏まえた実施、貸付条件の適時適切な見直し、安定的な財源の確保。 3 受配者指定寄付金事業 ○寄付金の申請手続、配付審査の平均処理期間の短縮。 ○概要等についてのホームページにおける公開。 4 学術研究振興基金事業 ○学術研究振興資金の交付に係る内示時期の早期化。 ○概要等のホームページにおける公開。 ○審査方法の適時適切な見直し。 5 教育条件・経営情報支援事業 ○私学情報ネットワークの整備。 ○経営相談の充実・強化。 ○私立学校に関する情報の活用度調査の実施。	1 補助事業 ○申請書類の簡素化、改善等により交付決定時期の早期化。 ○配分方法の適時適切な見直しを行い、補助効果を高める。 2 貸付事業 ○貸付金の回収率を高め、リスク管理債権の抑制を図り(3.5%以下)、財務基盤の健全性を図る。 ○「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)を踏まえ実施、安定的な財源を確保し貸付条件等の適時適切な見直しを図る。 3 受配者指定寄付金事業 ○寄付金の申請手続、配付審査の平均処理期間を5%以上短縮。 ○概要等についてのホームページにおける公開。 4 学術研究振興基金事業 ○学術研究振興資金の交付に係る内示時期の早期化(前年度2月まで)。 ○概要等のホームページにおける公開。 ○審査方法の適時適切な見直し。 5 教育条件・経営情報支援事業 ○インターネットを介した私学データバンクの構築。 ○財務分析を基礎に教育条件を含む経営診断・経営相談の充実・強化。 (アンケート調査において、70%以上の満足である旨の回答を得る。) ○私立学校のニーズに合った情報提供のため、活用度調査の実施。

日本私立学校振興・共済事業団の概要

1 設立の経緯

日本私立学校振興・共済事業団は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年5月9日法律第48号）に基づき、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、①補助金の交付、②資金の貸付け、③その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、④私立学校教職員共済法（昭和28年8月21日法律第245号）の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的として平成10年1月1日に設置された。

なお、日本私立学校振興・共済事業団は、日本私学振興財団法（昭和45年5月18日法律第69号）に基づき昭和45年7月1日に設立された日本私学振興財団及び私立学校教職員共済組合法（昭和28年8月21日法律第245号）に基づき昭和29年1月1日に設立された私立学校教職員共済組合の両法人を統合し、一切の権利義務を承継して設立されたものである。

また、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律（平成14年12月13日法律第157号）に基づき、平成15年10月1日から日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に独立行政法人に準じた管理手法を導入された。

2 事業団の事業

ア **私立大学等経常費補助金の交付事業**

国から「私立大学等経常費補助金」の交付を受け、これを財源として学校法人に対し、その設置する大学・短期大学・高等専門学校の教育研究に必要な経常的経費（人件費を含む）について補助金を交付する。

イ **施設・設備整備等に係る資金の貸付け事業**

学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校、専修学校又は各種学校の施設設備の整備その他経営のために必要な資金を貸し付ける。

ウ **助成金の交付事業**

私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業費の一部として助成金を交付する。

エ **寄付金の受入及び配付事業**

私立学校教育の振興のため受配者指定の寄付金を受け入れ、管理し、配付する。

オ

学術研究振興資金の交付事業

私立学校の学術研究の振興のために広く一般からの寄付金により設定した「学術研究振興基金」を運用し、その運用益で私立学校における学術研究のために直接必要な経費に対し資金を交付する。

カ

経営・教育条件情報支援事業

私立学校の教育条件や経営に関して、情報の収集、研究分析を行い、私学の経営者に対し、中・長期的な観点から、広い視野に立った情報を提供するとともに、私立学校の教育条件に関する相談・助言及び学校法人の経営診断や経営に関する相談・指導・助言を行う。

キ

私立学校教職員共済法の規定に基づく共済事業

私立学校教職員の相互扶助事業を行い、その福利厚生を図るため、私立学校教職員共済法の規定に基づく共済制度を運営している。

その主な事業としては、

- ①加入者及びその被扶養者の病気・負傷・出産・死亡等に関する療養費、手当金等の給付を行う短期給付事業
- ②加入者の退職・障害・死亡等に関する年金、一時金の給付を行う長期給付事業
- ③人間ドック、直営病院の運営、会館等の宿泊施設の運営、貯金事業、加入者に対する貸付事業を行う福祉事業

が挙げられる。

なお、私立学校教職員共済法の規定に基づき、国庫補助（日本私立学校振興・共済事業団補助金）がなされている。

さらに、介護保険料の特別徴収事務に要する費用の一部に対して国庫補助がなされている。